

令和7年度(2025年度)

箕面市 病児・病後児保育 ご利用案内



＜はじめに＞

病児・病後児保育は子どもが急に発病し、保護者が仕事を休むことができない場合などにご利用できます。

箕面市には、公立認定こども園に併設した病児・病後児保育室が1か所、公立保育所に併設した病後児保育室が2か所、民間の医療機関(小児科)に併設した病児保育室が1か所あります。

公立と民間では「病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書)」の様式や利用方法等が異なりますので、事前に利用したい施設についてお読みいただき、ご利用ください。

公立	
病児保育室の利用について	2～5ページ
病後児保育室の利用について	6～9ページ
病児・病後児保育の利用にかかる留意事項	10～11 ページ
民間	
病児保育室「こちい」の利用について	12～14 ページ

＜問い合わせ先＞

箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 子ども総合窓口

Tel 072-724-6791 Fax 072-721-9907

公立 病児保育室の利用について

1. 病児保育とは

病気「病中」であり、入院の必要はないが集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を一時的にお預かりし、保育を行います。

2. 実施場所、開室時間、定員など

保育室名 (住所)	電話番号	開室時間と定員
かやのこども園(乳児部)内 病児・病後児保育室 (萱野 1-19-30)	072-724-8026 【かやのこども園 (乳児部)】 072-723-5400	* 開室時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後6時 * 休業日 土曜日、日曜日、祝日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで) * 定員:5人/日 (病児・病後児の合計人数)

※ただし、児童の疾病や病児・病後児保育の利用状況によって、定員の変動があります。

3. 利用対象

満1歳以上で、BCG・MR(麻疹・風疹)の予防接種を受けており、入院の必要性がない箕面市在住の児童で次の(1)または(2)に該当する児童

(1)認可保育園、地域型保育事業所、認定こども園の保育園コースに在籍する児童のうち、保護者が就労中の児童等

(2)幼稚園、認定こども園の幼稚園コース、認可外保育園等に在籍する児童のうち、保護者が就労中で市から保育の必要性があると認定を受けた児童等(施設等利用給付2号または3号相当の児童)

※(1)、(2)ともに保護者が育児休業・産前産後休業(医師から安静の指示がある場合等を除く)中の児童はご利用できません。

※対象かどうか分からない場合は、子ども総合窓口(市役所別館2階)にお問い合わせください。

4. 病児保育を利用できない疾病と症状など

次の(1)と(2)に該当する児童は、病児保育を利用できません。

(1)利用できない疾病

- ・麻疹
- ・流行性角結膜炎(アデノウイルス性結膜炎)
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・インフルエンザの発熱後48時間以内

(2)利用できない症状等

- ・新型コロナウイルス感染症発症から5日間(発症した日を0日目とする)経過していない、または症状軽快後24時間経過していない(新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、発症から5日間経過かつ症状軽快後24時間経過後に、かかりつけ医を受診し、利用の判断を仰いでください。)

- ・喘息の重篤な発作がある
- ・水分等の経口摂取ができない
- ・意識混濁
- ・けいれん後、48時間を経過していない
- ・頻回な嘔吐、下痢により、尿が出ない等の脱水症状がある
- ・医療機関(かかりつけ医等)が病児保育を利用すべきでないと判断した場合

5. 利用料金

午前8時～午後1時	1,000円
午後1時～午後6時	1,000円
1日	2,000円

*利用当日に、病児・病後児保育室でお支払いください。

*利用料金のお支払いには、現金またはQRコード決済がご利用いただけます。

・利用可能な決済 国内ブランド PayPay

海外ブランド Alipay+PARTNER(Alipay、AlipayHK、kakaoPay 等)、HIVEX

・現金の場合は、おつりのないようにご協力ください。

*「生活保護世帯」、「市民税が非課税の世帯」は無料です。

・該当するかたは、利用日の前日までに生活保護受給証明書または課税証明書を子ども総合窓口(市役所別館2階)にご提出ください。

(保育料算定や無償化手続き等により既に提出いただいているかたは不要です。)

・なお、非課税の対象は、4月から8月は前年度の課税状況を、9月から3月は現年度の課税状況を確認します。

6. 利用の予約受付

利用したい曜日	利用の予約受付	
月曜日	前週土曜日の午前9時～午後1時 利用当日の午前8時～午後1時	※空き状況は市ホームページで ご覧いただけます。
火曜日～金曜日	前日の午前8時～午後6時 利用当日の午前8時～午後1時	

7. 利用方法

利用登録

以下の申請フォームまたはQRコードから電子申請してください。

「病児・病後児保育登録届」

<https://logoform.jp/form/5CLo/946267>



※電子申請は、利用前日の午後5時までをお願いします。

翌日の利用を希望する場合は、午後5時以降の電子申請はできません。

利用当日に登録届の用紙及び病児・病後児利用申請書をお持ちください。

(その場でご記入いただくことも可能です。)

※電子申請以外に、登録届の用紙を子ども総合窓口にご提出いただくことも可能です。
 なお、年度当初(4月)のみ公立認定こども園または保育所にも提出できます。
 ※登録届は、公立の病児・病後児保育室の様式です。民間病児保育室「ここちい」の利用登録をされる場合は、13ページの「5 利用方法」をご確認ください。

必要書類

病児・病後児保育登録届(年度毎に提出する必要があります)
 食物アレルギーのお子さまは医師の指示が確認できる書類添付(コピー可)

利用申込(予約)

利用日の前日または当日に電話で予約してください。
 空き状況は電話または市ホームページで確認できます。

医療機関～利用

- ①**診療**・・・利用当日に医療機関(かかりつけ医等)を受診してください。
 診察には「病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書)公立用」
 (以下、「利用申請書」といいます。)と母子健康手帳をお持ちください。
 ※公立用の利用申請書は市ホームページからダウンロードできます。
 ※医療機関において必要な検査(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等)を
 すすめられた時は、受検してください。
- ②**利用申請書を医師に記入**してもらってください。
 ※保険診療として自己負担が生じます。文書料は保険診療に含まれます。
- ③**病児・病後児保育室に電話**・・・「病名」「隔離の必要性の有無」をお知らせください。
 ※児童の症状等により、ご利用できない場合があります。
 ※利用申請書の「隔離の必要性」が「なし」または「同一疾患であれば必要なし」の
 場合は複数人で同室になることがあります。
- ④**入室**・・・利用可能であれば、利用申請書と必要な持ち物を持ってお越しください。
- ⑤**看護師聞き取り**・・・お子さまの様子をお聞きします。
 ※病児保育相談医の判断により、ご利用できない場合があります。

【注意事項】

- ※入室時に提出いただいた利用申請書で利用できるのは、医師の診断を受けた日から2日間です。3日目には、再度医療機関を受診し、利用申請書を提出していただく必要があります。
- ※病児保育利用の後日に病後児保育を利用する場合は、別途診断のうえ再度利用申請書の提出が必要です。
- ※豊能広域こども急病センター、箕面市立病院救急外来などの救急外来では、利用申請書の記入はできません。

必要書類

- ・病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書) **公立用**
- ・薬の説明書(薬剤情報書)
- ※利用登録をされていない方は、利用登録に必要な書類もお持ちください。

利用料金の支払い

利用当日、お迎え時に直接お支払いください。

〈キャンセルについて〉

お子さまの状態により利用の必要がなくなった場合は、当日の午前7時45分までに電話で病児・病後児保育室に、必ず連絡を入れてください。(留守番電話対応になることもあります。)利用しないにもかかわらずキャンセルの連絡がない場合は、次回以降の利用をお断りすることがありますので、ご注意ください。

8. 利用に必要な持ち物について

※持ち物には必ず名前を書いてください。

乳児(満1歳～2歳児)	幼児(3歳～5歳児)
☐ 着替えのしやすい服 3～4枚 ☐ 紙おむつ 5～6枚 (症状により多めにお持ちください) ☐ 使い捨てお尻ふき ☐ 食事用エプロン 3枚 ☐ おしぼりタオル 3枚 ☐ 手ふきタオル 1枚 ☐ バスタオル 2枚 ☐ ポリ袋(洗濯物入れ用) 2枚 ☐ 飲み慣れているコップ (マグ、ストロー付きコップ等)	☐ 着替えのしやすい服 3～4枚 ☐ 手ふきタオル 2枚 ☐ バスタオル 2枚 ☐ ポリ袋(洗濯物入れ用) 2枚 【乳児・幼児共通】 室温調整を行いますので、調節しやすい服をご用意ください。

公立 病後児保育室の利用について

1. 病後児保育とは

病気「回復期」であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を一時的にお預かりし、保育を行います。

2. 実施場所、開室時間、定員など

保育室名 (住所)	電話番号	開室時間と定員
桜ヶ丘保育所内 病後児保育室 (桜ヶ丘 3-12-5)	072-723-8100 【保育所】 072-723-8118	* 開室時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後6時 土曜日 午前8時～午後1時
東保育所内 病後児保育室 (粟生外院 5-2-1)	072-728-1303 【保育所】 072-728-4858	* 休業日 日曜日、祝日 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
かやのこども園(乳児部)内 病児・病後児保育室 (萱野 1-19-30)	072-724-8026 【かやのこども園 (乳児部)】 072-723-5400	* 定員 2人／日(桜ヶ丘保育所・東保育所) 5人／日(かやのこども園は病児・病後児の合計人数)

※ただし、児童の疾病や病児・病後児保育の利用状況によって、定員の変動があります。

3. 利用対象

(1) 認可保育園、地域型保育事業所、認定こども園の保育園コースに在籍する箕面市在住の児童のうち、保護者が就労中の児童等

(2) 幼稚園、認定こども園の幼稚園コース、認可外保育園等に在籍する箕面市在住の児童のうち、保護者が就労中で市から保育の必要性があると認定を受けた児童等(施設等利用給付2号または3号相当の児童)

※対象かどうか分からない場合は、子ども総合窓口(市役所別館2階)にお問い合わせください。

※(1)、(2)ともに保護者が育児休業・産前産後休業(医師から安静の指示がある場合等を除く)中の児童はご利用できません。

4. 病後児保育を利用できない児童の状態

(1) 利用できない疾病

- ・麻疹
- ・流行性角結膜炎(アデノウイルス性結膜炎)
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・インフルエンザの解熱後(解熱した日を0日目とする)2日目以内

(2)利用できない症状等

- ・体温が38℃以上の児童
- ・新型コロナウイルス感染症発症から5日間(発症した日を0日目とする)経過していない、または症状軽快後24時間経過していない(新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、発症から5日間経過かつ症状軽快後24時間経過後に、かかりつけ医を受診し、利用の判断を仰いでください。)
- ・水分等の経口摂取ができない
- ・頻回な嘔吐、下痢により、尿が出ない等の脱水症状がある
- ・けいれん後、48時間を経過していない
- ・医療機関(かかりつけ医等)が病後児保育を利用すべきでないと判断した場合

5. 利用料金

午前8時～午後1時	1,000円
午後1時～午後6時	1,000円
1日	2,000円

*利用当日に、病児・病後児保育室でお支払いください。

*利用料金のお支払いには、現金またはQRコード決済がご利用いただけます。

・利用可能な決済 国内ブランド PayPay

海外ブランド Alipay+PARTNER(Alipay、AlipayHK、kacaoPay 等)、HIVEX

・現金の場合は、おつりのないようにご協力ください。

*「生活保護世帯」、「市民税が非課税の世帯」は無料です。

・該当するかたは、利用日の前日までに生活保護受給証明書または課税証明書を子ども総合窓口(市役所別館2階)にご提出ください。

(保育料算定や無償化手続き等により既に提出いただいているかたは不要です。)

・なお、非課税の対象は、4月から8月は前年度の課税状況を、9月から3月は現年度の課税状況を確認します。

6. 利用の予約受付

利用したい曜日	利用の予約受付	
月曜日	前週土曜日の午前9時～午後1時 利用当日の午前8時～午前10時	※空き状況は市ホームページでご覧いただけます。
火曜日～金曜日	前日の午前8時～午後6時 利用当日の午前8時～午前10時	
土曜日	前日の午前8時～午後1時	当日申込はできません。

7. 利用方法

利用登録



以下の申請フォームまたはQRコードから電子申請してください。

「病児・病後児保育登録届」

<https://logoform.jp/form/5CLo/946267>



※電子申請は、利用前日の午後5時までをお願いします。
翌日の利用を希望する場合は、午後5時以降の電子申請はできません。
利用当日に登録届出の用紙及び病児・病後児利用申請書をお持ちください。
(その場でご記入いただくことも可能です。)

※電子申請以外に、登録届の用紙を子ども総合窓口にご提出いただくことも可能です。
なお、年度当初(4月)のみ公立認定こども園または保育所にも提出できます。
※登録届は公立の病児・病後児保育室の様式です。病後児保育室は公立のみです。

必要書類

病児・病後児保育登録届(年度毎に提出する必要があります)
食物アレルギーのお子さまは医師の指示が確認できる書類添付(コピー可)

利用申込(予約)

利用日の前日または当日に電話で予約してください。
空き状況は電話または市ホームページで確認できます。

医療機関～利用

①**診療**・・・利用前日または当日に医療機関(かかりつけ医等)を受診してください。
診察には「**病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書)公立用**」
(以下、「利用申請書」といいます。)と母子健康手帳をお持ちください。

※公立用の利用申請書は市ホームページからダウンロードできます。

※医療機関において必要な検査(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等)をすすめられた時は、受検していただくようお願いします。

②**利用申請書を医師に記入**してもらってください。

※保険診療として自己負担が 발생합니다。文書料は保険診療に含まれます。

③**病後児保育室に電話**・・・「病名」「隔離の必要性の有無」をお知らせください。

※児童の症状等により、ご利用できない場合があります。

※利用申請書の「隔離の必要性」が「なし」または「同一疾患であれば必要なし」の場合は複数人で同室になることがあります。

④**入室**・・・利用可能であれば、利用申請書と必要な持ち物を持ってお越しください。

⑤**看護師等の聞き取り**・・・お子さまの様子をお聞きます。

※病後児保育相談医の判断により、ご利用できない場合があります。

【注意事項】

- ※38℃以上の発熱がある場合やお子さまの状態を確認し、状況により利用できないことがあります。
- ※病後児保育室の利用は4日間です。5日目以降利用する場合は、再度予約が必要です。
- ※豊能広域こども急病センター、箕面市立病院救急外来などの救急外来では、利用申請書の記入はできません。

必要書類

- ・病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書) **公立用**
- ・薬の説明書(薬剤情報書)
- ※利用登録をされていない方は、利用登録に必要な書類もお持ちください。

利用料金の支払い

利用当日、お迎え時に直接お支払いください。

〈キャンセルについて〉

お子さまの状態により利用の必要がなくなった場合は、当日の午前7時45分までに電話で病後児保育室に、必ず連絡を入れてください。(留守番電話対応になることもあります。)
利用しないにもかかわらずキャンセルの連絡がない場合、次回以降の利用をお断りすることがありますので、ご注意ください。

8. 利用に必要な持ち物について

※持ち物には必ず名前を書いてください。

乳児(0歳～2歳児)	幼児(3歳～5歳児)
☐ 着替えのしやすい服 3～4枚 ☐ 紙おむつ 5～6枚 (症状により多めにお持ちください) ☐ 使い捨てお尻ふき ☐ 食事用エプロン 3枚 ☐ おしぼりタオル 3枚 ☐ 手ふきタオル 1枚 ☐ バスタオル 2枚 ☐ ポリ袋(洗濯物入れ用) 2枚 ☐ 飲み慣れているコップ (マグ、ストロー付きコップ等)	☐ 着替えのしやすい服 3～4枚 ☐ 手ふきタオル 2枚 ☐ バスタオル 2枚 ☐ ポリ袋(洗濯物入れ用) 2枚 【乳児・幼児共通】 室温調整を行いますので、調節しやすい服をご用意ください。

箕面市立病児・病後児保育の利用にかかる留意事項

下記の1～10について確認し、遵守していただくようお願いします。

1. 病児保育の利用の際は、利用当日に医療機関(かかりつけ医等)を受診し、病児・病後児保育室に「病児・病後児保育利用申請書(診療情報提供書)〔公立用〕」、「病児・病後児保育登録届」(事前に届出をされていない場合のみ)、「薬の説明書(薬剤情報書)」をお持ちください。また、医療機関(かかりつけ医等)受診後、利用当日にお子さまの症状が悪化したときは、利用できないことがあります。
2. 利用予約は、受付時間内に病児・病後児保育室へ電話でお申し込みください。留守番電話の場合は、保育所・認定こども園代表の電話番号におかけ直してください。
3. 病児・病後児保育が利用できる保育時間は、保護者の就労と通勤の時間等、保育が必要となる時間です。勤務終了後は速やかにお子さまのお迎えをお願いします。
4. お子さまの症状が急変し、保育の継続が困難と判断した場合は、利用途中であっても速やかにお迎えをお願いすることがありますので、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
5. お子さまの症状が急激に悪化したときは、保護者に連絡のうえ、医療機関に搬送し、医師の判断により保護者の了解を得ないで受診・治療措置が行われる場合があります。なお、その際に発生する医療費等は、保護者に負担していただきます。
※協力医療機関は箕面市立病院です。
※お子さまの体調が急変し、搬送された場合に初診料加算金が生じることがあります。
6. お子さまの保育にあたっては、感染防止に努めますが、やむを得ず病児・病後児保育室内で相互感染が起こった場合、当該保育室では責任を負いません。
7. 登録及び利用申込みにおいて、本市が知り得た情報は、病児・病後児保育事業の範囲内において病児・病後児保育室に提供され、必要に応じて医療機関、保険会社等に提供される場合があります。
8. 病児・病後児保育室内での感染拡大等により、利用できない事態が発生した場合は、当該保育室の指示に従ってください。
9. 病児・病後児保育室をキャンセルする場合は、必ず、予約した病児・病後児保育室に連絡してください(キャンセルについては、病児・病後児保育室の留守番電話でも可能)。なお、利用しないにもかかわらずキャンセルの連絡がない場合は、次回以降の利用をお断りすることがありますので、ご注意ください。
10. 箕面市病児・病後児保育の利用案内の記載事項を全て確認し、利用規則を遵守してください。

＜次頁もお読みください＞

《病後児保育を利用の場合》

保育中に38℃以上の発熱、嘔吐・下痢等の症状が出た場合は、お迎えの連絡をします。必ず連絡が取れるようにしておいていただくとともに、速やかにお迎えにお越しください。

《食物アレルギーについて》

1. 食事制限が必要な場合は、医師の指示が確認できる書類(コピー可)を提出してください。
2. 食物アレルギー等で対応できるのは、公立認定こども園及び保育所の給食施設や設備(鍋や調理器具等)を使って調理できる範囲です。製造過程の微量混入(コンタミネーション)が禁止されている場合や回転食、複雑なアレルゲンのある場合の食事等は、原則として対応できません。その場合は、お弁当をお持ちいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

《保育中の事故について》

1. 病児・病後児保育中は、様々な状況において、けがをすることがあります。
2. 緊急に治療を必要とするけがは、保護者に状況をお知らせし、医療機関を確認後(原則、保護者と共に)受診します。
3. 市では、病児・病後児保育中におけるけがに対応するため、「団体総合生活補償保険」に加入しています。けがをした場合は、保護者に状況をお知らせし、病児・病後児保育室から保険会社に事故の状況等を連絡します。その後の保険金請求に係る手続きは、保護者が保険会社と直接行っていただきます。

《災害時について》

1. 午前7時時点で、北大阪または箕面市に「暴風警報の発令」、「大雨特別警報の発令」、「暴風特別警報の発令」、「震度5弱以上の地震が発生」の場合、また、所在地に「市の避難情報」が発令されている場合は、終日臨時休室となり、病児・病後児保育の利用はできません。
※上記の災害以外にも、複合災害等により児童の安全が確保されない恐れがあると判断された場合は、臨時休室となることがあります。
2. 病児・病後児保育の時間中に、基準となる警報等が発令された場合も休室となりますので、速やかにお迎えをお願いします。



[お問合せ先]箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局

子ども総合窓口(保育幼稚園総務室)

〒562-0003 箕面市西小路4-6-1 Tel 072-724-6791 Fax 072-721-9907

民間 病児保育室「こちい」の利用について

病児保育室「こちい」は、医療機関（小児科）に併設した民間の病児保育室です。病気やケガにより入院の必要はないが集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に、児童をお預かりします。

1. 利用対象

- 保護者の就労等で保育を必要とする生後6か月～5歳児
（保育認定の有無が不明な場合は、病児保育室「こちい」にご連絡ください）
- 学童保育に在籍している小学1年生～小学3年生
※未就学児優先

2. 病児保育を利用できない疾病と症状など

（1）利用できない疾病

- ・麻疹
- ・結核

（2）利用できない症状等

- ・入院を要する症状
- ・呼吸困難、意識混濁、脱水症状の予兆が見られる
- ・水様便、嘔吐を頻回に繰り返している（24時間以内に5回以上）
- ・ぐったりしている
- ・水分が十分にとれない
- ・外傷の症状が安定していない
- ・その他、医療機関が病児保育を利用すべきでないと判断した場合

※発熱の場合のお預かりについて

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、発熱している場合は、病児保育室入室前に併設の小児科でPCR検査を受検していただく場合があります。その際は別途受診料がかかります。

3. 実施場所、開室時間、定員など

保育室名／（住所） 電話番号	開室時間と定員
病児保育室「こちい」 （箕面6-7-45） 電話： 072-737-9343	*開室時間 月曜日～金曜日 午前8時～午後6時 ※午前8時～8時30分、午後5時30分～6時までの保育を希望されるかたは前日18時までに予約が必要です。 *休業日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、併設小児科の休診日など *定員：9人／日 程度

※ただし、児童の疾病や病児保育の利用状況によって、定員の変動があります。

4. 利用料金

3時間毎1,000円（上限2,500円）（給食料含む）

※病児保育室「ここちい」でお支払いください。

※「生活保護世帯」、「市民税が非課税の世帯」は無料です。

・該当するかたは、生活保護受給証明書または課税証明書を病児保育室「ここちい」にご提出ください。

・なお、非課税の対象は、4月から8月は前年度の課税状況を、9月から3月は現年度の課税状況を確認します。

キャンセル料500円

※当日午前7時30分までに連絡があれば、キャンセル料はかかりません。

5. 利用方法

①病児保育室「ここちい」のホームページで利用登録を行います。

※公立保育所の病児・病後児保育の利用登録も希望される場合は、別途、「病児保育登録届」に必要事項を記入し、子ども総合窓口（市役所別館2階）に提出してください。

②利用前日または当日に医療機関を受診します。病児保育の利用が可能かどうかを医師に確認し、「病児保育利用申請書（診療情報提供書）」「ここちい用」（以下、「利用申請書」といいます。）を記入してもらいます。

※「利用申請書」は通園する保育施設で受け取るか、病児保育室「ここちい」ホームページからダウンロードしてください。併設する医療機関で受診されるかたは持参不要です。

※医療機関によっては、利用前日に「利用申請書」を記入することが難しい場合もございます。詳しくは、受診される医療機関へご確認ください。

③前日午前9時から当日午前8時までは、インターネットで予約をします。当日午前8時から午後1時までは、インターネット予約のうえ、病児保育室「ここちい」に電話連絡をします。

④予約が確定した場合は、メールなどでお知らせがあります。

※キャンセル待ちのかたは利用決定連絡を受けてから利用できます。

※「利用申請書」をお持ちでないかたは予約確定されません。

⑤当日は「利用申請書」と必要な持ち物を持って、病児保育室受付へお越しください。病児保育室スタッフがお子さまの様子をお聞きします。

※必要な持ち物は、病児保育室「ここちい」ホームページなどでご確認ください。

※到着予定時間を30分過ぎましたら、連絡なくキャンセル待ちのかたに利用していただきますので、遅れる場合は必ずご連絡ください。

⑥他院を受診し病児保育を利用されるかたも、保育中、病状確認のため、併設小児科の医師による診察が行われる場合があります（受診料別途必要）。

⑦お迎えの際、利用料金をお支払いください。

6. レスキュー保育について

保育施設に登園後、お子さんが発病した際には、保護者の代わりに病児保育室スタッフが保育施設にお迎えに行き、併設の小児科を受診後に病児保育室で預かります。

利用対象児童は、病児保育室「ここちい」を1年以内にご利用されたことがあり、かつ同意書を提出されているかたで、病児保育室の利用料のほか、併設の小児科の受診料が別途かかります。

7. その他

給食は、卵・乳製品のアレルギーに対応していますが、その他のアレルギーをおもちのかたと保育開始時間が午前11時30分を過ぎるかたは、お弁当の持参をお願いします。

病児保育室「ここちい」およびレスキュー保育のご利用について詳しくは、病児保育室「ここちい」に直接ご確認ください。

病児保育室「ここちい」

〒562-0001 箕面市箕面6-7-45 TEL 072-737-9343

ホームページ <https://coco.mih-clinic.com/>